



若年者・就職氷河期世代が輝く社会を目指して

地域若者サポートステーション琉球・八重山

統括コーディネーター 吉長 顕

県民の皆様、初めまして。地域若者サポートステーション琉球・八重山（厚生労働省委託事業）にて統括を務めています吉長と申します。昨今のコロナ禍による緊急事態宣言解除から2カ月余りが経過しました。県内では観光業を中心に徐々に経済活動に活気が見え始めているものの、依然として雇用情勢は厳しく有効求人倍率も1倍を下回る厳しい状況が続いています。

そのような県内の労働市場においてサポステは若年者や就職氷河期世代（35～49歳）の就職活動を支える役割を担っており、県内の南部、中部、北部、八重山の県域・地区にて15～49歳までの職業的自立へ向けた就労支援を実施しています。

就職活動は対象者により支援の方法・期間などが異なるため、サポステでは本人の状況や状態に合わせた個別支援を展開しています。「就職活動は自己理解から」と表されるように、日々の面談・セミナー・生活訓練・職業訓練・インターンシップなど様々な活動を通じて、自身の強みや克服課題を見つけて自己理解の促進を図り就職への第一歩を踏み出す支援を実施しています。サポステは一般就労を目指す方への支援が中心ですが、精神疾患や発達障害を抱えながら福祉的就労を希望する方も支援対象となります。令和3年3月より民間企業における障がい者に対する法定雇用率が23%へ引き上げとなり、障がい者雇用促進の気運が高まりを見せています。個々の方向性を見極めや調整も相談員の役割と考え「本人の希望する働き方」と「企業が提供できる合理的配慮」の実現へ向けたサポートも行います。

以前より若年者雇用・支援においては「早期離職」「雇用のミスマッチ」などが問題視されています。その要因の一つに学校時代における就職意識の低さが指摘されており、教育現場では働くことの意義や仕事に対する考え方などを包含したキャリア教育の重要性と必要性が説かれ、

学校・企業・家庭が連携したキャリア教育プログラムが導入されています。

その内容は「一人ひとりが社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につける」ことを目的とし、アクティブラーニングなどの体験的な学習を通じて児童、生徒、学生が自ら能動的に働くことへの知識や経験といった能力を育むことを重要視しています。就労支援に携わる各機関においても、支援対象者の職業観や就職意識を高めるキャリア形成への取り組みとして職場体験プログラムを推進しています。

また、企業側でも「雇用のミスマッチ」を未然に防ぐために賃金や労働環境の改善、人材育成の在り方など、問題解決に向けた施策が講じられています。その一環として「トライアル雇用制度」があり、今後も就職氷河期世代・若年者を中心に対象者の拡充や制度の積極的な活用促進など、雇用就業機会の確保に努めて頂くことに期待しています。

一方、就労支援の現場も昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により時流に沿った環境整備が求められています。企業説明会、採用面接、対象者や保護者との面談、セミナーなどもオンライン活用が新たなスタンダードとなり、各支援機関では価値基準の変化に即応できる支援体制の構築に努めています。

コロナ禍の現在、感染への不安、生活スタイルの変化に伴うストレス、在宅による他者との結びつきの減少、就労や将来への見通しについての心配などから不安、孤独感、焦燥感などが先行する若年者が多く見られます。今後も私も就労支援に携わる者は、援助関係形成には心のケアも必要であることを認識し「理解してくれる人の存在」「安心・安全な環境の提供」を心掛けつつ、若年者や就職氷河期世代が活躍できる社会の実現に向けた実践へ取り組みたいと考えております。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス 認証企業のご紹介



県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を創設しました。そして今回、新たに6社が「ワーク・ライフ・バランス認証企業」に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

認証第92号 株式会社 那覇電工

【代表者】 代表取締役社長 比嘉 幸宏

【業種】 電気設備工事・電気通信設備工事業

【所在地】 豊見城市字与根331番地

【従業員数】 59人（うち男性54人、女性5人）

【主な取組内容】

- 女性社員の育児休業取得率100%。
- 年次有給休暇の取得促進のための取組を行っている（取得率69.9%）
- 資格取得のための支援体制の整備

認証第93号 拓南本社 株式会社

【代表者】 代表取締役社長 古波津 昇

【業種】 不動産賃貸・管理業

【所在地】 那覇市壺川3丁目2番地4

【従業員数】 39人（うち男性21人、女性18人）

【主な取組内容】

- 女性の育児休業取得率100%
- フルタイム労働者の時間外労働時間が月平均20時間未満である（8.8時間）
- 年次有給休暇の取得促進のための取組を行っている（取得率66.1%）

認証第94号 拓南製鐵 株式会社

【代表者】 代表取締役社長 八木 実

【業種】 鉄鋼業

【所在地】 沖縄市海邦町3番地26

【従業員数】 179人（うち男性168人、女性11人）

【主な取組内容】

- 女性の育児休業取得率100%
- フルタイム労働者の時間外労働時間が月平均20時間未満である（14.5時間）
- 年次有給休暇の取得促進のための取組を行っている（取得率75.8%）

認証第95号 拓南商事 株式会社

【代表者】 代表取締役社長 八木 実
 【業種】 リサイクル業
 【所在地】 うるま市字洲崎8番地2
 【従業員数】 173人（うち男性157人、女性16人）

【主な取組内容】

- 女性の育児休業取得率100%
- フルタイム労働者の時間外労働時間が月平均20時間未満である（14.5時間）
- 年次有給休暇の取得促進のための取組を行っている（取得率70.5%）

認証第96号 拓南製作所 株式会社

【代表者】 代表取締役社長 八木 実
 【業種】 建設業
 【所在地】 中城村伊舎堂354番地
 【従業員数】 147人（うち男性133人、女性14人）

【主な取組内容】

- 女性の育児休業取得率100%
- フルタイム労働者の時間外労働時間が月平均20時間未満である（14.1時間）
- 資格取得のための支援体制の整備

認証第97号 株式会社 西原グリーンセンター

【代表者】 代表取締役社長 古波津 昇
 【業種】 娯楽業
 【所在地】 西原町字内間546番地
 【従業員数】 69人（うち男性50人、女性19人）

【主な取組内容】

- 女性の育児休業取得率100%
- フルタイム労働者の時間外労働時間が月平均20時間未満である（2.7時間）
- 年次有給休暇の取得促進のための取組を行っている（取得率62.9%）



令和3年11月22日 認証書交付式

詳しくは、県のホームページをご確認ください。

http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/work_life_balance.html

令和3年度沖縄県建設雇用改善優良事業所知事表彰式

11月15日(月)、県庁にて令和3年度建設雇用改善優良事業所知事表彰式を執り行いました。この表彰式は、建設業に従事している労働者の雇用改善や、能力の開発及び向上、福祉の増進を積極的に取り組んでいる建設事業所の功績を称えるものです。

表彰式では、沖縄県の嘉数登商工労働部長から各受賞者に対し、表彰状と記念品の授与が行われました。



■ 建設雇用改善優良事業所表彰

○沖縄県知事表彰

平安座総合開発 株式会社 代表取締役 奥田 修
株式会社 丸孝組 代表取締役 前田孝明

※ 例年知事表彰に合わせて行っていた以下の表彰については、コロナ感染拡大抑制の観点から、一般社団法人沖縄県建設業協会により令和3年12月に行われました。

■ 建設雇用改善優良事業所表彰

○一般社団法人沖縄県建設業協会長表彰

株式会社 伸和建设 代表取締役 名嘉重男
比嘉工業 株式会社 代表取締役 新里孝夫
株式会社 国吉建設 代表取締役 国吉眞三
株式会社 川平建設 代表取締役 川平 勲

■ 優良若年建設従事者表彰

(株)沖電工 仲宗根新、(株)沖電工 野原宏優、金秀建設(株) 清成翔慈、共和産業(株) 刈鎌拓也、(株)金城キク建設 栗森柚輝、(株)國場組 石原庸隆、(株)國場組 欽野樺蓮、(株)第一三興建設 新垣拓也、(株)第一三興建設 平良元貴、(株)大寛組 伊波雄太、大晋建設(株) 玉城雄登、大晋建設(株) 松川尚樹、(株)大米建設 安次富長太、(株)大米建設 仲里有史、(株)野原建設 伊集盛都、比嘉工業(株) 屋宜泰成、(株)屋島組 金城真名勢、(株)大城組 照喜名昂、(株)大城組 仲宗根弘一、(株)太名嘉組 平良邦彦、金秀鉄工(株) 奥平響、金秀鉄工(株) 小嶺健、國和建設(株) 佐久川正嗣、(株)仲本工業 伊藝美南海、(株)仲本工業 宮城太一、(株)福地組 金城遼平、(株)屋部土建 新垣裕喜、(株)屋部土建 大城健太郎、(株)濱元建設興業 下地湧人

■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰

○建設業退職金共済制度普及事業所

金秀建設 株式会社 代表取締役 上地千登勢
株式会社 東開発 代表取締役 仲泊栄次

企業・団体の皆様へ

骨髄ドナー休暇制度の導入にご協力ください

沖縄県では、骨髄ドナー登録者数を増やすとともに、ドナーが骨髄提供しやすい環境作りを進めています。

◆骨髄ドナー休暇制度とは？

骨髄ドナー休暇制度とは、骨髄・末梢血幹細胞提供に要する時間、通常の年次有給休暇とは別の特別休暇として取り扱うことで、社員がドナーになった際の就業上の負担を軽減する制度のことです。

◆なぜ骨髄ドナー休暇が必要なの？

骨髄バンクに登録する骨髄・末梢血幹細胞のドナーからの移植を待っている患者は、年間約 2,000 名いますが、**ドナー候補者となっても約 6 割の方が仕事上の都合等により辞退されており、ドナーが提供しやすい環境づくりが課題**となっています。

骨髄バンクを介して骨髄・末梢血幹細胞を提供する場合、ドナーは説明や検査のため、平日の日中に医療機関へ出向く必要があり、採取を行う際には入院が必要です。そのため、**合計 10 日程度の日数を要します。**

一部の企業・団体及び官公庁においては、このドナー登録及び骨髄・末梢血幹細胞の提供に要する期間を対象に、特別休暇（ドナー休暇制度）を設けています。

勤務先に「ドナー休暇制度」があることは、ドナーの心理的・肉体的な負担の軽減になります。

企業・団体におかれましては、社員の就業上の負担を軽減するため、ドナー休暇制度の整備についてご検討をお願いします。

ドナー休暇制度導入企業・団体は、

公益財団法人 日本骨髄バンク ホームページに掲載しています。



沖縄県保健医療部

地域保健課 疾病対策班(電話：098-866-2215)

令和3年度 沖縄早期離職者定着支援事業

お任せください!

無料

みなさんの事業所ごとのお悩み・課題を解決!

～事業所内の課題解決に向けた無料個別支援を行います～
専門の講師が、事業所の課題や問題等についてヒアリングを行い、
課題の解決にむけたアドバイスや制度づくりなど支援いたします。



あなたの事業所のお悩み・課題についてお気軽にご相談ください!

メンター制度を
取り入れてみたい

新人の
受入れ方法や、
サポートの仕方について
相談したい

評価制度や
キャリアパスの導入
を検討したい

活用できる
助成金は?

職場環境の
改善を行いたい

社員の
モチベーションを
上げたい

リーダー育成に
取り組みたい

自社に有効な
取り組みはなにか?

主催:沖縄労働局
運営事務局:(株)ケイオーパートナーズ

担当:比嘉 070-5279-9933
鳥内 080-3276-6138

FAX:098-987-4336
MAIL:souki@goodjoboki.com

9:00~18:00 ※土日祝 除く

沖縄早期離職者定着支援事業とは

沖縄労働局では、沖縄早期離職者定着支援事業として、若年者の職場定着、安定雇用の促進を図ることを目指し、県内の事業所や団体を対象に、人材を育て定着させる制度作りや体制の導入に向けた支援を行っております。

支援の流れ

お申込み

お悩みや課題を
ヒヤリング課題解決に向けた
サポート

無料

- セミナー講師をはじめ専門の講師を派遣します。ご希望の講師を選ぶことができ、途中から講師を変更することも可能です。
- 個別相談の開始はご希望の日時で調整いたします。
※相談方法についても、講師による訪問やリモート等ご相談ください。
- ご都合のよい時間に視聴可能な動画配信セミナーも実施しております。受講方法や内容等についてはお問合せください。

個別相談申込書

送信先: <FAX> **098-987-4336** または <Mail> **souki@goodjoboki.com**

☆個別相談についてご質問等がございましたらお気軽にお問合せください。

事業所名		
担当者名		
連絡先	電話:	FAX:
	住所:	
メールアドレス		

お問合せ

主催: 沖縄労働局 運営事務局: 株式会社ケイオーパートナーズ

担当: 比嘉/070-5279-9933 FAX: 098-987-4336
鳥内/080-3276-6138 MAIL: souki@goodjoboki.com

9:00~18:00 ※土日祝 除く

事業主の皆さまへ

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

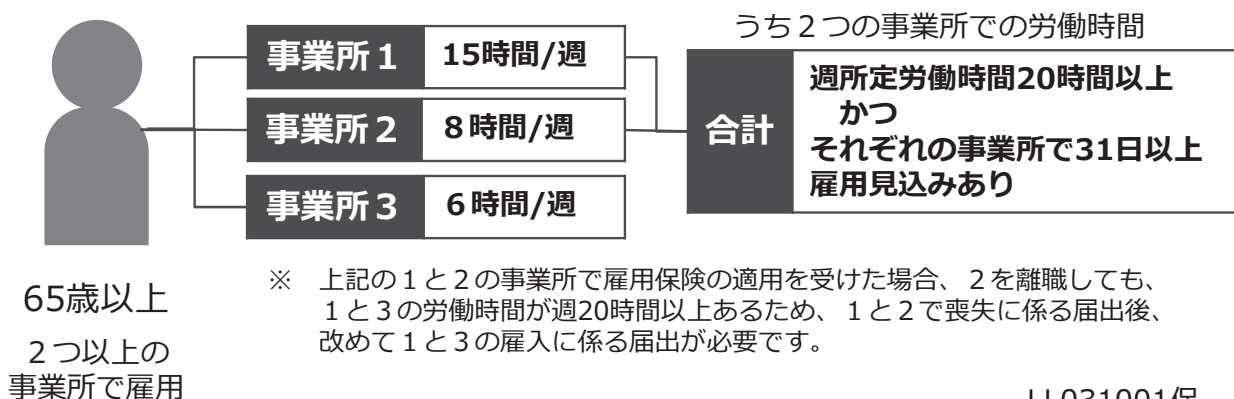
- 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。
これに対し、**雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高齢被保険者）となることができる制度です。**
- **マルチ高齢被保険者であった方が失業した場合^{※1}には、一定の要件^{※2}を満たせば、高齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額^{※3}の30日分または50日分の一時金）を受給することができるようになります。**

- ※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。
ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
- ※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
- ※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。加入後の取扱いとは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



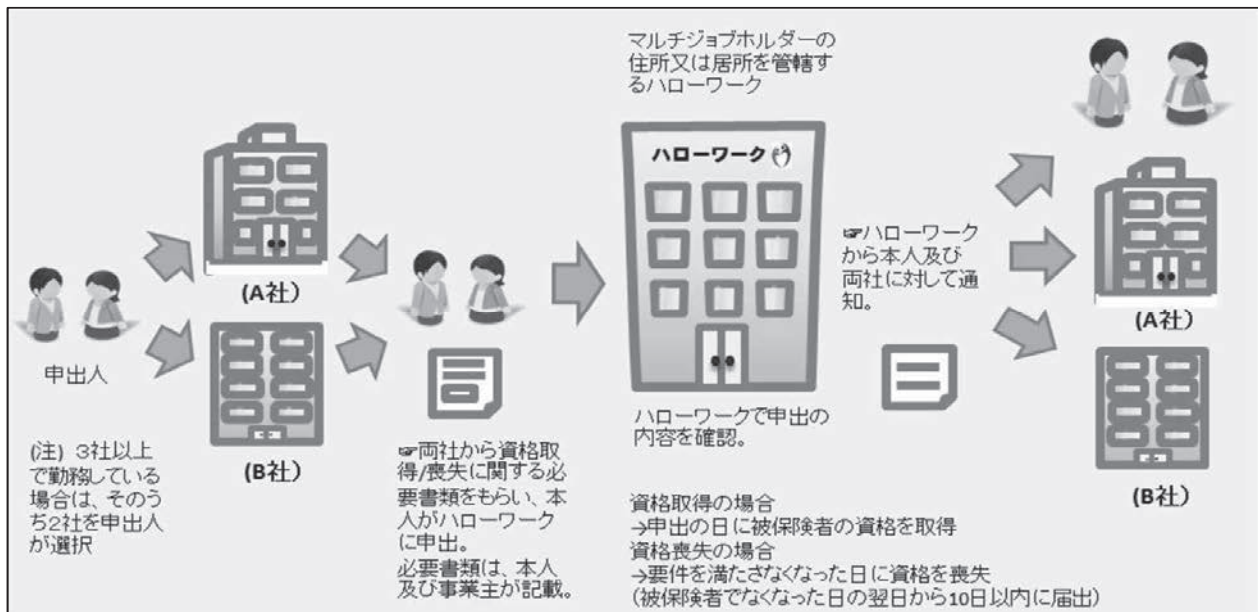
LL031001保

基本的な手続の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。

事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。



事業主の皆さまへのお願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、事業主の皆さまの協力が必要不可欠です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、速やかなご対応をお願いします。
事業主の協力が得られない場合は、ハローワークから事業主に対して確認を行います。
- 雇用保険の成立手続が済んでいない場合は、別途手続が必要になります。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は

「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレットをご覧くださいか
お近くのハローワークにご相談ください。

〇〇労働局 公共職業安定所 管轄区域 検索



令和4年度 高齢者活躍企業コンテスト 高齢者がいきいきと働くことのできる 創意工夫の事例を募集します。

高齢者活躍企業コンテストは、高齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行います。

優秀企業等の改善事例と実際に働く高齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。多数のご応募をお待ち申し上げております。

入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、新聞（全国紙）の全面広告、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載する予定です。

I 取組内容

働くことを希望する高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするため、各企業等が行った雇用管理や職場環境の改善に関する創意工夫の事例を募集します。なお、創意工夫の具体的な例示として、以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内 容（例示）
高齢者の活躍のための制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65歳を超える継続雇用制度（特殊関係事業主に加え、他の事業主によるものを含む）の導入 ②創業支援等措置（70歳以上までの業務委託・社会貢献）の導入（※1） ③賃金制度、人事評価制度の見直し ④多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 ⑤各制度の運用面の工夫（制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた見直し）等
高齢者の意欲・能力の維持向上のための取組	①高齢従業員のモチベーション向上に向けた取組や高齢従業員の役割等の明確化 ②高齢従業員による技術・技能継承の仕組み ③高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み（IT化へのフォロー、危険業務等からの業務転換） ④高齢従業員が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ⑤新職場の創設・職務の開発 ⑥中高齢従業員を対象とした教育訓練、キャリア形成支援の実施（キャリアアップセミナーの開催）等
高齢者が働きつづけられるための作業環境の改善、健康管理、安全衛生、福利厚生等の取組	①作業環境の改善（高齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮、創業支援等措置対象者への作業機器の貸出） ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化 ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組（体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策） ④福利厚生の充実（休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制）等

※1「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。

①70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

②70歳まで継続的に、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業」に従事できる制度の導入

II 応募方法

1. 応募書類等

- イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。また、定年制度、継続雇用制度及び創業支援等措置について定めている就業規則等の該当箇所の写しを添付してください。なお、必要に応じて当機構から追加書類の提出依頼を行うことがあります。
- ロ. 応募様式は、当機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課（※2）にて、紙媒体または電子媒体により配付します。また、当機構のホームページ（※3）からも入手できます。
- ハ. 応募書類等は返却いたしません。

2. 応募締切日 令和4年3月31日（木）当日消印有効

3. 応募先 各都道府県支部高齢・障害者業務課（※2）へ提出してください。

※2 連絡先は最終ページをご参照ください

※3 <https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>



主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

当機構では厚生労働省と連携の上、企業における「年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことのできる」雇用事例を普及啓発し、高齢者雇用を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進していきます。

Ⅲ 応募資格

1. 原則として、企業からの応募とします。
グループ企業単位での応募は不可とします。
2. 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
 - (1) 平成31年4月1日～令和3年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
 - (2) 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」（平成29年1月20日付け基発0120第1号）及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」（平成31年1月25日付け基発0125第1号）に基づき公表されていないこと。
 - (3) 令和3年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
 - (4) 令和3年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
 - (5) 令和3年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
3. 高年齢者が65歳以上になっても働ける制度を導入^(※4)し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる環境となる創意工夫がなされていることとします。

※4 平成24年改正の高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とさせていただきます。
4. 応募時点前の各応募企業等における事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

Ⅳ 賞（※5）

【厚生労働大臣表彰】

- ★ 最優秀賞 1編
- ★ 優秀賞 2編
- ★ 特別賞 3編

【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰】

- ★ 優秀賞 若干編
- ★ 特別賞 若干編

※5 上記は予定であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されます。

Ⅴ 審査

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

なお、応募を行った企業等または取組等の内容について、労働関係法令または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題（厚生労働大臣が定める「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」等に照らして事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される内容等）が確認された場合は、この点を考慮した審査を行うものとします。

Ⅵ 審査結果発表等

令和4年9月中旬を目処に厚生労働省及び当機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。

また、入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載します。

Ⅶ 著作権等

提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用权は、厚生労働省及び当機構に帰属することとします。

VIII 問い合わせ先

- **独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部 普及啓発課**
〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号
TEL: 043-297-9527 E-Mail: tkjyoke@jeed.go.jp
- **独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部高齢・障害者業務課**
連絡先は最終ページをご参照ください。

令和3年度高齢者活躍企業コンテスト 入賞企業

＜厚生労働大臣表彰＞	最優秀賞	株式会社ササキ（山梨県韮崎市 ワイヤーハーネス製造・加工）
	優秀賞	株式会社アールビーサポート（三重県津市 介護サービス）
	優秀賞	イオン九州株式会社（福岡県福岡市 卸売・小売業）
	特別賞	株式会社社健（岐阜県各務原市 高齢者福祉）
	特別賞	前原製粉株式会社（兵庫県姫路市 和粉・包装もち・鏡餅製造販売）
	特別賞	株式会社美装管理（大分県別府市 ビルメンテナンス業）

＜独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰＞

優秀賞	株式会社ベルジョイス（岩手県盛岡市 スーパーマーケット）
優秀賞	株式会社ミフネ（愛知県豊田市 自動車部品製造）
優秀賞	大容建設株式会社（大阪府堺市 土木・建築工事業）
優秀賞	高山産業株式会社（山口県美祢市 土木・建築・高速道路メンテナンス）
優秀賞	株式会社グローバル・クリーン（宮崎県日向市 ビルメンテナンス業）
優秀賞	株式会社仲本工業（沖縄県沖縄市 公共工事業）

（ほか特別賞として 7社）

◆ 過去の入賞事例について掲載しています

→ 「65歳超雇用推進事例サイト」

当機構が収集した高齢者の雇用事例をインターネット上で簡単に検索できるWebサイトです。「高齢者活躍企業コンテスト表彰事例（エルダー掲載記事）」、「雇用事例集」で紹介された122事例を検索できます。

今後も、当機構が提供する最新の企業事例情報を随時公開します。



65歳超雇用推進事例サイト

検索

information ~参考情報~

高齢者がいきいきと働くことができる社会の実現に役立てるため、当機構では企業向けに様々な資料を作成しています。

→ 「70歳雇用推進マニュアル」および高齢者雇用の「雇用推進事例集」シリーズ

マニュアルは、検索ガイドにより疑問・悩みごとに対応ページを検索でき、改正高齢者雇用安定法や70歳雇用の取組への考え方を事例や図表を用いて解説しています。

事例集シリーズは、高齢者の雇用推進に実際に取り組んでいる企業の事例を掲載しています。

なお、改正高齢者雇用安定法に対応した70歳以上の雇用に取り組む企業を掲載した新たな事例集を令和4年2月に刊行予定です。

70歳雇用推進マニュアル

検索



令和4年度高齢者活躍企業コンテストの応募は、
以下の都道府県支部高齢・障害者業務課までお願いします。

ご応募お待ち
しております

令和3年10月1日現在

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	985-8550	多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	010-0101	潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	990-2161	山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	310-0803	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	379-2154	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京	130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2794
神奈川	241-0824	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT 21ビル12階	025-226-6011
富山	933-0982	高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	920-0352	金沢市観音堂町へ-1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	915-0853	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	500-8842	岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	514-0002	津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	520-0856	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	617-0843	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	566-0022	摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782
兵庫	661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	634-0033	橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	640-8483	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	690-0001	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	700-0951	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	730-0825	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	753-0861	山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	770-0823	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	791-8044	松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	781-8010	高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	810-0042	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	849-0911	佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	854-0062	諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	861-1102	合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	870-0131	大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	880-0916	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	890-0068	鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301